

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月10日
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤瀬 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	岩松 覚
【電話番号】	03-3434-6630
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	新興国為替ファンド 韓国ウォン買い 新興国為替ファンド 韓国ウォン売り 新興国為替ファンド インドルピー買い 新興国為替ファンド インドルピー売り 新興国為替ファンド トルコリラ買い 新興国為替ファンド トルコリラ売り 新興国為替ファンド ブラジルリアル買い 新興国為替ファンド ブラジルリアル売り 新興国為替ファンド マネーアカウントファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 各ファンドにつき2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成25年12月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に更新し、加えて、原届出書の記載事項のうち訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は、訂正部分を示します。また<更新後>の記載事項は原届出書の更新後の内容を示し、<追加>の記載事項は現届出書の追加の内容を示します。

第一部【証券情報】

（2）内国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1万円です。

ファンドは、委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（略）

<訂正後>

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1万円です。

委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（略）

（5）申込手数料

<訂正前>

2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

ただし、マネーアカウントファンドへのスイッチングには、申込手数料はかかりません。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

消費税率が8%になった場合は、2.16%以内となります。

<訂正後>

2.16%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

ただし、マネーアカウントファンドへのスイッチングには、申込手数料はかかりません。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの特色

<訂正前>

「新興国為替ファンド」は、9本(8本のファンドおよび「マネーアカウントファンド」)のスイッチング可能なファンドから構成されています。

ファンドの仕組み

- マネーアカウントファンドを除く各ファンドは、円建の外国投資信託であるエマージング・カレンシー・ファンドおよび国内投資信託であるT&Dマネーアカウントマザーファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズです。
 - ・ 外国投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - ・ マネーアカウントファンドを除く各ファンドについても、T&Dマネーアカウントマザーファンドに一部投資を行います。
 - ・ 各投資信託の組入比率には制限を設けません。
- マネーアカウントファンドは、T&Dマネーアカウントマザーファンドを親投資信託(マザーファンド)としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

<訂正後>

「新興国為替ファンド」は、9本(8本のファンドおよびマネーアカウントファンド)のスイッチング可能なファンドから構成されています。

ファンドの仕組み

- マネーアカウントファンドを除く各ファンドは、円建の外国投資信託であるエマージング・カレンシー・ファンドおよび国内投資信託であるT&Dマネーアカウントマザーファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズです。
 - ・ 外国投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - ・ マネーアカウントファンドを除く各ファンドについても、T&Dマネーアカウントマザーファンドに一部投資を行います。
 - ・ 各投資信託の組入比率には制限を設けません。
- マネーアカウントファンドは、T&Dマネーアカウントマザーファンドを親投資信託(マザーファンド)としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



資金動向や市場動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

<訂正前>

ご参考 円と対象通貨の短期金利差に伴うコストおよびプレミアムについて

為替取引に伴い、円と対象通貨の短期金利差相当分の差損益(コスト/プレミアム)が発生します。

簡便法による算出

【買いファンド】 (対象通貨買い/円売り)	≡	対象通貨の短期金利	-	円の短期金利
【売りファンド】 (円買い/対象通貨売り)	≡	円の短期金利	-	対象通貨の短期金利

※原則として、左記の結果がプラスの場合はプレミアム、マイナスの場合はコストとなります。

韓国ウォン、インドルピー、ブラジルレアルは、直物為替先渡取引(NDF取引※)を活用して実質的な為替取引を行います。(NDF取引に関する留意点は6ページをご覧ください。)

※NDF(ノン・デリバブル・フォワード)取引とは

- ・ 投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行う取引を行います。
- ・ 新興国通貨等への取引ニーズの高まりと共に、NDF取引が活用されるようになりました。

<訂正後>

ご参考 円と対象通貨の短期金利差に伴うコストおよびプレミアムについて

為替取引に伴い、円と対象通貨の短期金利差相当分の差損益(コスト/プレミアム)が発生します。

簡便法による算出

【買いファンド】 (対象通貨買い/円売り)	≡	対象通貨の短期金利	-	円の短期金利	※原則として、左記の結果がプラスの場合はプレミアム、マイナスの場合はコストとなります。
【売りファンド】 (円買い/対象通貨売り)	≡	円の短期金利	-	対象通貨の短期金利	

韓国ウォン、インドルピー、ブラジルレアルは、直物為替先渡取引(NDF取引[※])を活用して実質的な為替取引を行います。

NDF取引については後述の「3投資リスク(2)その他の留意点」をご参照ください。

※NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引とは

- ・投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行う取引をいいます。
- ・新興国通貨等への取引ニーズの高まりと共に、NDF取引が活用されるようになりました。

<訂正前>

ファンドの信託期間について

ファンドの信託期間は、平成29年9月11日までです(原則として信託期間の延長は行いません。)。原則として基準価額の水準にかかわらず、同日をもって信託期間を終了し、償還となりますので、十分ご留意のうえお申込みください。なお、平成29年6月1日以降は、ご購入およびスイッチングの各お申込みは行えません。

※受益権口数が5万口を下回る等、各ファンドの約款における信託終了に関する定め該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

<訂正後>

ファンドの信託期間について

ファンドの信託期間は、平成29年9月11日までです(原則として信託期間の延長は行いません。)。原則として基準価額の水準にかかわらず、同日をもって信託期間を終了し、償還となりますので、十分ご留意のうえお申込みください。なお、平成29年6月1日以降は、ご購入およびスイッチングの各お申込みは行えません。

※受益権総口数が5万口を下回る等、各ファンドの約款における信託終了に関する定め該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

<訂正前>

分配方針

毎決算時(9月10日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<訂正後>

分配方針

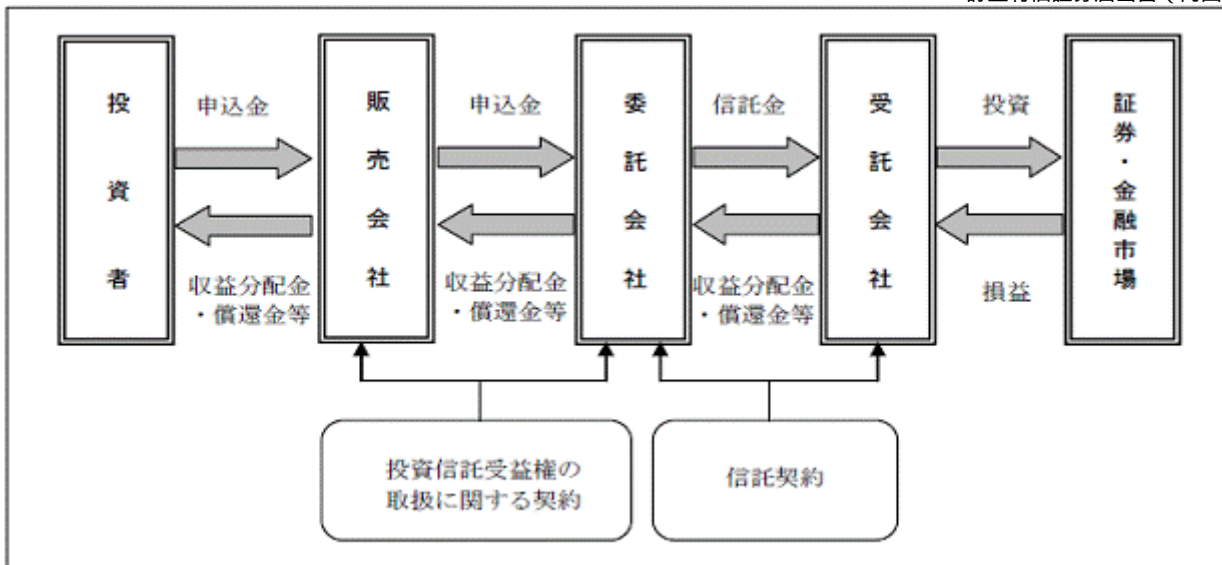
毎決算時(9月10日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

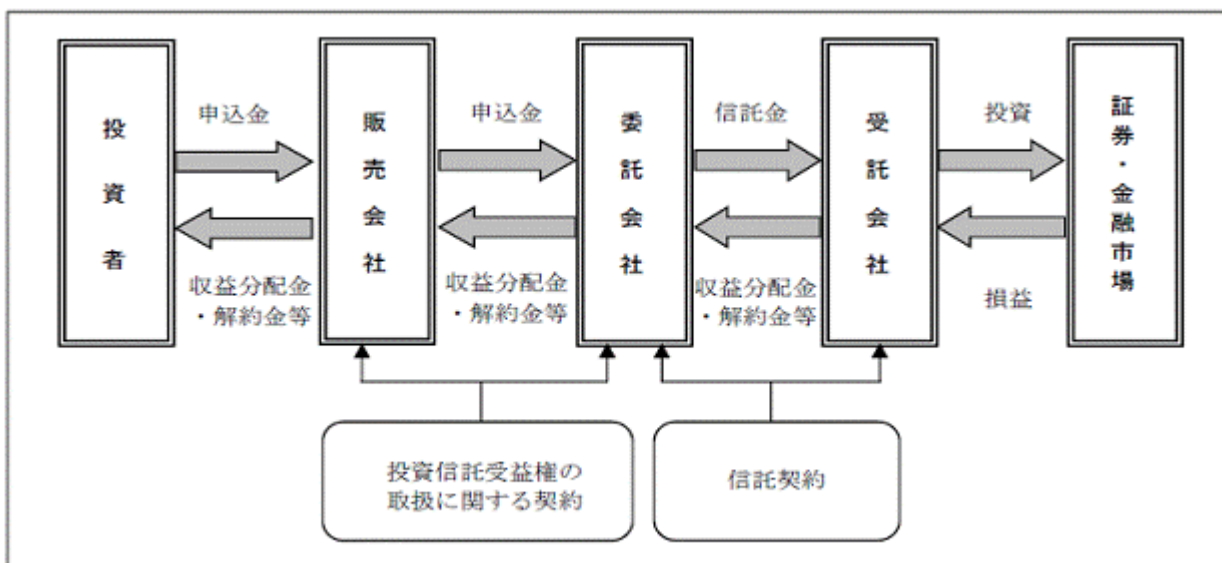
(3) ファンドの仕組み

ファンド運営の仕組み図

<訂正前>



<訂正後>



委託会社の概況

<訂正前>

- a. 資本金 平成25年9月末日現在 11億円
- b. (略)
- c. 大株主の状況 平成25年9月末日現在
(略)

<訂正後>

- a. 資本金 平成26年3月末日現在 11億円
- b. (略)
- c. 大株主の状況 平成26年3月末日現在
(略)

2 投資方針

(2) 投資対象

(参考) 投資する投資信託証券の概要

<訂正前>

(略)

各概要は、2013年9月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

<訂正後>

（略）

各概要は、2014年3月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（３）運用体制

<訂正前>

委託会社の運用体制は以下の通りです。

（略）

委託会社の運用体制等は平成25年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

委託会社の運用体制は以下の通りです。

（略）

委託会社の運用体制等は平成26年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）分配方針

<訂正前>

年1回、毎決算時（9月10日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

（略）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（略）

<訂正後>

年1回、決算時（原則として9月10日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

（略）

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（略）

3 投資リスク

（３）リスクの管理体制

<訂正前>

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

（略）

リスクの管理体制は平成25年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

（略）

リスクの管理体制は平成26年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

（１）申込手数料

<訂正前>

2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

ただし、マネーアカウントファンドへのスイッチングには、申込手数料はかかりません。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

消費税率が8%になった場合は、2.16%以内となります。

<訂正後>

2.16%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

ただし、マネーアカウントファンドへのスイッチングには、申込手数料はかかりません。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（３）信託報酬等

<訂正前>

「各ファンド（マネーアカウントファンドを除く）」

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.6615%（税抜0.63%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

消費税率が8%になった場合は、年0.6804%となります。

委託会社	年0.30%（税抜）
販売会社	年0.30%（税抜）
受託会社	年0.03%（税抜）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他、投資対象とする外国投資信託の信託報酬等として、各エマージング・カレンシー・ファンドの純資産総額の年0.2%程度を信託財産中から支弁します。したがって、実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年0.8615%（税抜0.83%）程度となります。

消費税率が8%になった場合は、年0.8804%となります。

「マネーアカウントファンド」

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜0.55%）以内の率を乗じて得た額とし、金利水準によって変動します。

消費税率が8%になった場合は、年0.594%以内となります。

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた次に掲げる率とします。

なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

コールレート	0.4%未満	0.4%以上0.65%未満	0.65%以上
信託報酬率	年0.15%以内（税抜）	年0.3%（税抜）	年0.55%（税抜）
配分	委託会社	年0.065%以内（税抜）	年0.13%（税抜）
	販売会社	年0.07%以内（税抜）	年0.14%（税抜）
	受託会社	年0.015%以内（税抜）	年0.03%（税抜）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

<訂正後>

「各ファンド（マネーアカウントファンドを除く）」

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.6804%（税抜0.63%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

委託会社	年0.324%（税抜0.30%）
販売会社	年0.324%（税抜0.30%）
受託会社	年0.0324%（税抜0.03%）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他、投資対象とする外国投資信託の信託報酬等として、各エマーシング・カレンシー・ファンドの純資産総額の年0.2%程度を信託財産中から支弁します。したがって、実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年0.8804%（税抜0.83%）程度となります。

「マネーアカウントファンド」

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.594%（税抜0.55%）以内の率を乗じて得た額とし、金利水準によって変動します。

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた次に掲げる率とします。

なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

（年率）

コールレート	0.4%未満	0.4%以上0.65%未満	0.65%以上
信託報酬率	0.162%（税抜0.15%）以内	0.324%（税抜0.30%）	0.594%（税抜0.55%）
配分	委託会社	0.0702%（税抜0.065%）以内	0.1404%（税抜0.13%）
	販売会社	0.0756%（税抜0.07%）以内	0.1512%（税抜0.14%）
	受託会社	0.0162%（税抜0.015%）以内	0.0324%（税抜0.03%）
			0.054%（税抜0.05%）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）その他の手数料等

<訂正前>

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

「各ファンド（マネーアカウントファンドを除く）」 年0.0084%（税抜0.008%）

消費税率が8%になった場合は、年0.00864%となります。

「マネーアカウントファンド」 年0.00525%（税抜0.005%）

消費税率が8%になった場合は、年0.0054%となります。

<訂正後>

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

「各ファンド（マネーアカウントファンドを除く）」 年0.00864%（税抜0.008%）

「マネーアカウントファンド」 年0.0054%（税抜0.005%）

（５）課税上の取扱い

<更新後>

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記は平成26年3月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

[次へ](#)

5 運用状況

<更新後>

新興国為替ファンド 韓国ウォン買い

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成26年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	14	98.21
親投資信託受益証券	日本	0	0.34
コール・ローン、その他の資産 (負債差引後)	日本	1	1.45
合計(純資産総額)	-	15	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(平成26年3月31日現在)

	国/ 地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	エマージング・カレン シー・ファンドClass A - KRW long	1,047.00	13,211.65 13,832,597	13,730.17 14,375,487	98.21
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネーアカウント マザーファンド	50,000	1.0013 50,065	1.0017 50,085	0.34

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成26年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.21
親投資信託受益証券	0.34
合計	98.55

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成25年3月末日	32	-	12,133	-
平成25年4月末日	14	-	12,603	-
平成25年5月末日	14	-	12,800	-
平成25年6月末日	14	-	12,337	-
平成25年7月末日	14	-	12,564	-
平成25年8月末日	14	-	12,659	-
第1期 計算期間 (平成25年9月10日現在)	15	15	13,151	13,151
平成25年9月末日	14	-	13,056	-
平成25年10月末日	21	-	13,216	-
平成25年11月末日	17	-	13,675	-
平成25年12月末日	15	-	14,174	-
平成26年1月末日	14	-	13,513	-
平成26年2月末日	15	-	13,572	-
平成26年3月末日	15	-	13,641	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(平成25年9月10日)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	31.51
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	3.73

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については平成26年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	5,949	4,846
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	592	622

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド 韓国ウォン売り

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成26年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	10	98.35
親投資信託受益証券	日本	0	0.48
コール・ローン、その他の資産 (負債差引後)	日本	1	1.17
合計(純資産総額)	-	11	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(平成26年3月31日現在)

	国/ 地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	エマージング・カレン シー・ファンドClass B - KRW short	1,637.00	6,642.42 10,873,654	6,327.70 10,358,444	98.35
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネーアカウント マザーファンド	50,000	1.0013 50,065	1.0017 50,085	0.48

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成26年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.35
親投資信託受益証券	0.48
合計	98.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成25年3月末日	17	-	7,851	-
平成25年4月末日	10	-	7,483	-
平成25年5月末日	10	-	7,324	-
平成25年6月末日	21	-	7,561	-
平成25年7月末日	21	-	7,357	-
平成25年8月末日	11	-	7,248	-
第1期 計算期間 (平成25年9月10日現在)	10	10	6,969	6,969
平成25年9月末日	11	-	6,986	-
平成25年10月末日	11	-	6,863	-
平成25年11月末日	10	-	6,603	-
平成25年12月末日	15	-	6,331	-
平成26年1月末日	11	-	6,587	-
平成26年2月末日	10	-	6,519	-
平成26年3月末日	11	-	6,430	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(平成25年9月10日)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	30.31
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	7.73

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については平成26年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	18,328	16,837
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	1,276	1,129

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド インドルピー買い

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成26年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	16	98.38
親投資信託受益証券	日本	0	0.44
コール・ローン、その他の資産 (負債差引後)	日本	0	1.18
合計(純資産総額)	-	16	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(平成26年3月31日現在)

	国/ 地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	エマージング・カレン シー・ファンドClass C - INR long	1,201.32	11,769.89 14,139,412	13,083.08 15,716,965	98.38
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネーアカウント マザーファンド	69,989	1.0013 70,079	1.0017 70,107	0.44

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成26年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.38
親投資信託受益証券	0.44
合計	98.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成25年3月末日	20	-	12,435	-
平成25年4月末日	22	-	12,980	-
平成25年5月末日	23	-	12,905	-
平成25年6月末日	23	-	11,926	-
平成25年7月末日	15	-	11,768	-
平成25年8月末日	14	-	10,780	-
第1期 計算期間 (平成25年9月10日現在)	14	14	11,351	11,351
平成25年9月末日	16	-	11,544	-
平成25年10月末日	18	-	11,964	-
平成25年11月末日	20	-	12,238	-
平成25年12月末日	17	-	12,739	-
平成26年1月末日	14	-	12,346	-
平成26年2月末日	15	-	12,429	-
平成26年3月末日	16	-	12,999	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(平成25年9月10日)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	13.51
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	14.52

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については平成26年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	9,396	8,135
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	1,328	1,360

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド インドルピー売り

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成26年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	13	98.11
親投資信託受益証券	日本	0	0.37
コール・ローン、その他の資産 (負債差引後)	日本	0	1.52
合計(純資産総額)	-	13	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(平成26年3月31日現在)

	国/ 地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	エマージング・カレン シー・ファンドClass D - INR short	2,005.55	7,892.93 15,829,675	6,569.41 13,175,280	98.11
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネーアカウント マザーファンド	50,000	1.0013 50,065	1.0017 50,085	0.37

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成26年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.11
親投資信託受益証券	0.37
合計	98.48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成25年3月末日	23	-	7,620	-
平成25年4月末日	7	-	7,222	-
平成25年5月末日	7	-	7,220	-
平成25年6月末日	8	-	7,796	-
平成25年7月末日	21	-	7,810	-
平成25年8月末日	18	-	8,430	-
第1期 計算期間 (平成25年9月10日現在)	17	17	7,972	7,972
平成25年9月末日	16	-	7,785	-
平成25年10月末日	15	-	7,476	-
平成25年11月末日	15	-	7,258	-
平成25年12月末日	14	-	6,922	-
平成26年1月末日	14	-	7,084	-
平成26年2月末日	14	-	7,000	-
平成26年3月末日	13	-	6,628	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(平成25年9月10日)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	20.28
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	16.86

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については平成26年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	24,366	22,253
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	17	104

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド トルコリラ買い

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成26年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	56	98.03
親投資信託受益証券	日本	0	0.14
コール・ローン、その他の資産 (負債差引後)	日本	1	1.83
合計(純資産総額)	-	57	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(平成26年3月31日現在)

	国/ 地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	エマージング・カレン シー・ファンドClass E - TRY long	4,899.77	11,328.80 55,508,514	11,360.16 55,662,171	98.03
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネーアカウント マザーファンド	79,979	1.0013 80,082	1.0017 80,114	0.14

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成26年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.03
親投資信託受益証券	0.14
合計	98.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成25年3月末日	66	-	12,150	-
平成25年4月末日	57	-	12,711	-
平成25年5月末日	95	-	12,581	-
平成25年6月末日	98	-	12,016	-
平成25年7月末日	97	-	11,970	-
平成25年8月末日	83	-	11,430	-
第1期 計算期間 (平成25年9月10日現在)	84	84	11,582	11,582
平成25年9月末日	86	-	11,425	-
平成25年10月末日	80	-	11,695	-
平成25年11月末日	82	-	11,988	-
平成25年12月末日	45	-	11,650	-
平成26年1月末日	57	-	10,946	-
平成26年2月末日	59	-	11,055	-
平成26年3月末日	57	-	11,344	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(平成25年9月10日)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	15.82
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	2.05

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については平成26年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	23,669	16,384
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	11,012	13,292

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド トルコリラ売り

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成26年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	11	98.09
親投資信託受益証券	日本	0	0.45
コール・ローン、その他の資産 (負債差引後)	日本	0	1.46
合計(純資産総額)	-	11	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(平成26年3月31日現在)

	国/ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	エマージング・カレン シー・ファンドClass F - TRY short	1,432.00	7,900.02 11,312,828	7,653.43 10,959,711	98.09
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネーアカウント マザーファンド	50,000	1.0013 50,065	1.0017 50,085	0.45

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成26年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.09
親投資信託受益証券	0.45
合計	98.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成25年3月末日	22	-	7,867	-
平成25年4月末日	10	-	7,451	-
平成25年5月末日	34	-	7,470	-
平成25年6月末日	11	-	7,824	-
平成25年7月末日	23	-	7,754	-
平成25年8月末日	13	-	8,064	-
第1期 計算期間 (平成25年9月10日現在)	13	13	7,944	7,944
平成25年9月末日	9	-	8,000	-
平成25年10月末日	20	-	7,776	-
平成25年11月末日	19	-	7,548	-
平成25年12月末日	13	-	7,721	-
平成26年1月末日	8	-	8,165	-
平成26年2月末日	14	-	8,044	-
平成26年3月末日	11	-	7,748	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(平成25年9月10日)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	20.56
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	2.47

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については平成26年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	21,923	20,310
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	4,196	4,367

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド ブラジルリアル買い

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成26年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	166	98.32
親投資信託受益証券	日本	0	0.17
コール・ローン、その他の資産 (負債差引後)	日本	3	1.51
合計(純資産総額)	-	169	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(平成26年3月31日現在)

	国/ 地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	エマージング・カレン シー・ファンドClass G - BRL long	13,365.08	11,682.47 156,137,146	12,417.76 165,964,355	98.32
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネーアカウント マザーファンド	289,748	1.0013 290,124	1.0017 290,240	0.17

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成26年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.32
親投資信託受益証券	0.17
合計	98.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成25年3月末日	148	-	12,128	-
平成25年4月末日	215	-	12,677	-
平成25年5月末日	298	-	12,429	-
平成25年6月末日	119	-	11,872	-
平成25年7月末日	154	-	11,376	-
平成25年8月末日	196	-	11,094	-
第1期 計算期間 (平成25年9月10日現在)	204	204	11,600	11,600
平成25年9月末日	177	-	11,622	-
平成25年10月末日	189	-	12,025	-
平成25年11月末日	216	-	11,873	-
平成25年12月末日	207	-	12,045	-
平成26年1月末日	182	-	11,520	-
平成26年2月末日	183	-	11,870	-
平成26年3月末日	169	-	12,394	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(平成25年9月10日)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	16.00
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	6.84

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については平成26年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	64,565	46,981
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	12,537	16,502

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド ブラジルリアル売り

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成26年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	17	97.85
親投資信託受益証券	日本	0	0.29
コール・ローン、その他の資産 (負債差引後)	日本	0	1.86
合計(純資産総額)	-	17	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(平成26年3月31日現在)

	国/ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	エマージング・カレン シー・ファンドClass H - BRL short	2,412.00	7,513.72 18,123,092	7,041.31 16,983,639	97.85
2	日本	親投資信託 受益証券	T & D マネーアカウント マザーファンド	50,000	1.0013 50,065	1.0017 50,085	0.29

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成26年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.85
親投資信託受益証券	0.29
合計	98.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成25年3月末日	13	-	7,802	-
平成25年4月末日	23	-	7,380	-
平成25年5月末日	13	-	7,526	-
平成25年6月末日	9	-	7,905	-
平成25年7月末日	10	-	8,154	-
平成25年8月末日	10	-	8,305	-
第1期 計算期間 (平成25年9月10日現在)	9	9	7,935	7,935
平成25年9月末日	9	-	7,878	-
平成25年10月末日	20	-	7,591	-
平成25年11月末日	20	-	7,629	-
平成25年12月末日	10	-	7,474	-
平成26年1月末日	10	-	7,748	-
平成26年2月末日	20	-	7,471	-
平成26年3月末日	17	-	7,084	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(平成25年9月10日)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	20.65
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	10.72

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については平成26年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(平成24年9月5日 ~ 平成25年9月10日)	11,354	10,182
第2期 計算期間中(平成25年9月11日 ~ 平成26年3月31日)	4,748	3,470

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

新興国為替ファンド マネーアカウントファンド

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成26年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	13	70.08
コール・ローン	日本	6	29.92
その他の資産（負債差引後）	日本	0	0.00
合計（純資産総額）	-	19	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成26年3月31日現在)

国名	種類	銘柄名	数量 (口)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネーアカウント マザーファンド	13,464,456	1.0016 13,486,965	1.0017 13,487,345	70.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成26年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	70.08
合計	70.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成25年3月末日	7	-	10,008	-

平成25年4月末日	26	-	10,008	-
平成25年5月末日	13	-	10,008	-
平成25年6月末日	12	-	10,008	-
平成25年7月末日	3	-	10,009	-
平成25年8月末日	2	-	10,010	-
第1期 計算期間 (平成25年9月10日現在)	2	2	10,010	10,010
平成25年9月末日	10	-	10,010	-
平成25年10月末日	6	-	10,011	-
平成25年11月末日	6	-	10,011	-
平成25年12月末日	35	-	10,010	-
平成26年1月末日	11	-	10,013	-
平成26年2月末日	2	-	10,013	-
平成26年3月末日	19	-	10,014	-

分配の推移

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成25年9月10日）	0

収益率の推移

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	0.10
第2期 計算期間中（平成25年9月11日～平成26年3月31日）	0.04

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については平成26年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成24年9月5日～平成25年9月10日）	27,984	27,739
第2期 計算期間中（平成25年9月11日～平成26年3月31日）	15,245	13,568

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）T & D マネーアカウントマザーファンドの状況

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成26年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
-------	----	-----------	---------

コール・ローン	日本	27	94.12
国債証券	日本	2	5.88
その他の資産(負債差引後)	日本	0	0.00
合計(純資産総額)	-	29	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(平成26年3月31日現在)

国名	種類	銘柄名	券面総額 (円)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
日本	国債 証券	第317回 利付国債(2年)	1,700,000	100.01 1,700,187	100.00 1,700,136	5.88	0.10	H26.6.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成26年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	5.88
合計	5.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 運用実績

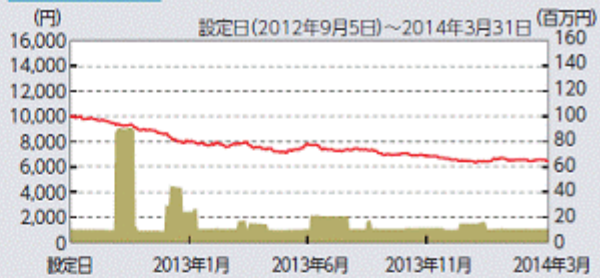
2014年3月31日現在

基準価額・純資産の推移

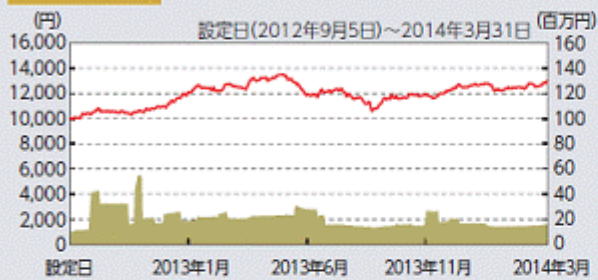
韓国ウォン買い



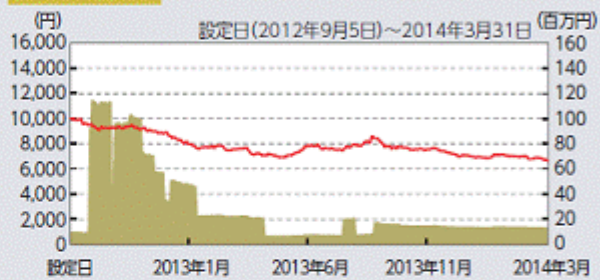
韓国ウォン売り



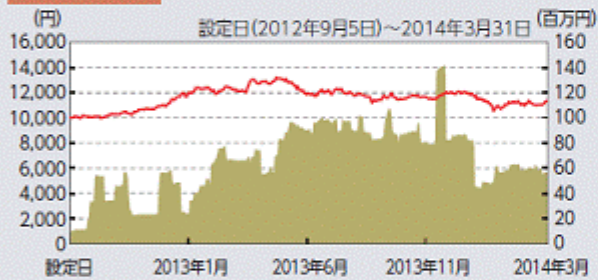
インドルピー買い



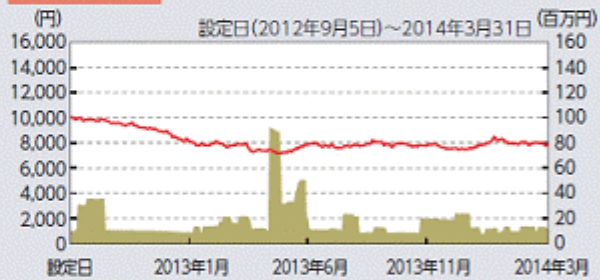
インドルピー売り



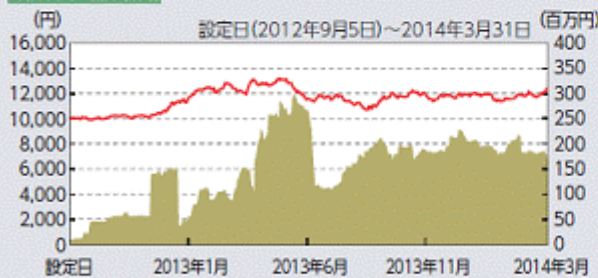
トルコリラ買い



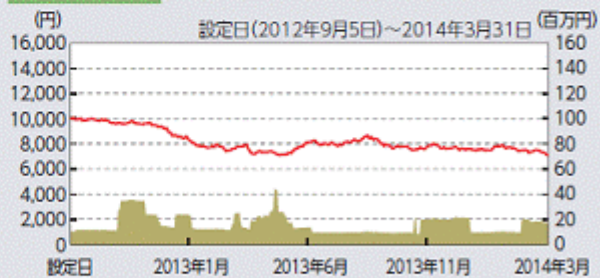
トルコリラ売り



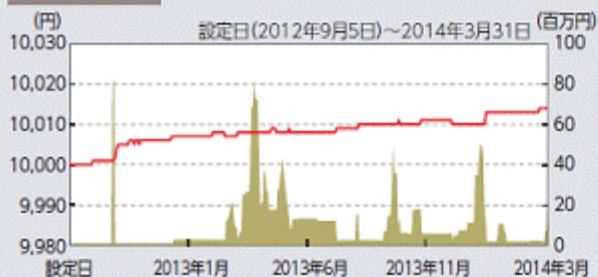
ブラジルレアル買い



ブラジルレアル売り



マネーアカウントファンド



— 基準価額(左軸)
■ 純資産総額(右軸)

※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移（1口当たり、税引前）

	韓国ウォン買い	韓国ウォン売り	インドルピー買い	インドルピー売り
2013年9月	0円	0円	0円	0円
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
設定来累計	0円	0円	0円	0円

	トルコリラ買い	トルコリラ売り	ブラジルレアル買い	ブラジルレアル売り	マネーアカウントファンド
2013年9月	0円	0円	0円	0円	0円
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

投資比率

韓国ウォン買い	
エマーゼンブ・カレンシー・ファンド Class A-KRW long	98.2%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.3%
コール・ローン、その他	1.4%
合計	100.0%

韓国ウォン売り	
エマーゼンブ・カレンシー・ファンド Class B-KRW short	98.4%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.5%
コール・ローン、その他	1.2%
合計	100.0%

インドルピー買い	
エマーゼンブ・カレンシー・ファンド Class C-INR long	98.4%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.4%
コール・ローン、その他	1.2%
合計	100.0%

インドルピー売り	
エマーゼンブ・カレンシー・ファンド Class D-INR short	98.1%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.4%
コール・ローン、その他	1.5%
合計	100.0%

トルコリラ買い	
エマーゼンブ・カレンシー・ファンド Class E-TRY long	98.0%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.1%
コール・ローン、その他	1.8%
合計	100.0%

トルコリラ売り	
エマーゼンブ・カレンシー・ファンド Class F-TRY short	98.1%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.4%
コール・ローン、その他	1.5%
合計	100.0%

ブラジルレアル買い	
エマーゼンブ・カレンシー・ファンド Class G-BRL long	98.3%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.2%
コール・ローン、その他	1.5%
合計	100.0%

ブラジルレアル売り	
エマーゼンブ・カレンシー・ファンド Class H-BRL short	97.8%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.3%
コール・ローン、その他	1.9%
合計	100.0%

マネーアカウントファンド	
T&Dマネーアカウントマザーファンド	70.1%
コール・ローン、その他	29.9%
合計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移（暦年ベース）

韓国ウォン買い



韓国ウォン売り



インドルピー買い



インドルピー売り



トルコリラ買い



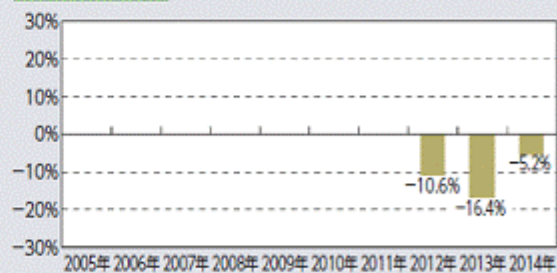
トルコリラ売り



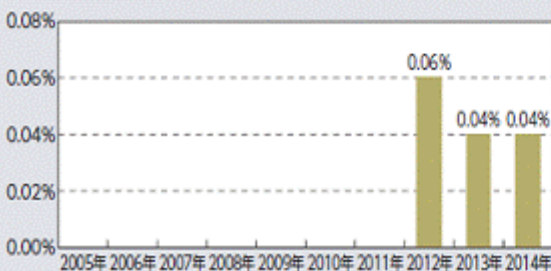
ブラジルレアル買い



ブラジルレアル売り



マネーアクトファンド



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2012年は設定日(9月5日)から年末まで、2014年は年初から3月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第3【ファンドの経理状況】

<追加>

中間財務諸表

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第2期中間計算期間（平成25年9月11日から平成26年3月10日まで）の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

新興国為替ファンド 韓国ウォン買い

(1) 中間貸借対照表

(単位 : 円)

		第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		265,795
投資信託受益証券		14,896,600
親投資信託受益証券		50,080
流動資産合計		15,212,475
資産合計		15,212,475
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		2,462
未払委託者報酬		48,985
その他未払費用		602
流動負債合計		52,049
負債合計		52,049
純資産の部		
元本等		
元本		11,030,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()		4,130,426
(分配準備積立金)		926,990
元本等合計		15,160,426
純資産合計		15,160,426
負債純資産合計		15,212,475

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位 : 円)

		第2期中間計算期間 (自平成25年9月11日 至平成26年3月10日)
営業収益		
受取利息		21
有価証券売買等損益		859,292
営業収益合計		859,313
営業費用		
受託者報酬		2,462
委託者報酬		48,985
その他費用		602
営業費用合計		52,049
営業利益		807,264

経常利益	807,264
中間純利益	807,264
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	179,764
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,475,900
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,874,591
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,874,591
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,847,565
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,847,565
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,130,426

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,103口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	13,745円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)	
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第2期中間計算期間 (自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日)
期首元本額		11,030,000 円
期中追加設定元本額		5,920,000 円
期中一部解約元本額		5,920,000 円

2 デリバティブ取引関係

第2期中間計算期間（自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日）

該当事項はありません。

新興国為替ファンド 韓国ウォン売り

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

		第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		227,170
投資信託受益証券		10,151,740
親投資信託受益証券		50,080
流動資産合計		10,428,990
資産合計		10,428,990
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		1,806
未払委託者報酬		36,060
その他未払費用		427
流動負債合計		38,293
負債合計		38,293
純資産の部		
元本等		
元本		16,180,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		5,789,303
元本等合計		10,390,697
純資産合計		10,390,697
負債純資産合計		10,428,990

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

第2期中間計算期間
（自 平成25年9月11日
至 平成26年3月10日）

営業収益	
受取利息	16
有価証券売買等損益	905,895
営業収益合計	905,879
営業費用	
受託者報酬	1,806
委託者報酬	36,060
その他費用	427
営業費用合計	38,293
営業利益	944,172
経常利益	944,172
中間純利益	944,172
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	391,845
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,519,847
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,607,278
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,607,278
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,324,407
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,324,407
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,789,303

（3）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第2期中間計算期間 （平成26年3月10日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,618口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	5,789,303円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	6,422円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第2期中間計算期間 (自平成25年9月11日 至平成26年3月10日)
期首元本額		14,910,000 円
期中追加設定元本額		12,560,000 円
期中一部解約元本額		11,290,000 円

2 デリバティブ取引関係

第2期中間計算期間（自平成25年9月11日 至平成26年3月10日）

該当事項はありません。

新興国為替ファンド インドルピー買い

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	229,301
投資信託受益証券	14,690,804
親投資信託受益証券	70,100
流動資産合計	14,990,205
資産合計	14,990,205
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	2,646
未払委託者報酬	52,738
その他未払費用	649

流動負債合計	56,033
負債合計	56,033
純資産の部	
元本等	
元本	11,690,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,244,172
元本等合計	14,934,172
純資産合計	14,934,172
負債純資産合計	14,990,205

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第2期中間計算期間 (自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日)
営業収益	
受取利息	67
有価証券売買等損益	1,972,182
営業収益合計	1,972,249
営業費用	
受託者報酬	2,646
委託者報酬	52,738
その他費用	649
営業費用合計	56,033
営業利益	1,916,216
経常利益	1,916,216
中間純利益	1,916,216
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	643,702
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,703,516
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,470,118
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,470,118
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,201,976
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,201,976
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,244,172

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,169口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	12,775円
	1口当たり純資産額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)	
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第2期中間計算期間 (自平成25年9月11日 至平成26年3月10日)
期首元本額		12,610,000 円
期中追加設定元本額		12,630,000 円
期中一部解約元本額		13,550,000 円

2 デリバティブ取引関係

第2期中間計算期間（自平成25年9月11日 至平成26年3月10日）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位 : 円)

		第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		353,964
投資信託受益証券		13,375,813
親投資信託受益証券		50,080
流動資産合計		13,779,857
資産合計		13,779,857
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		2,295
未払委託者報酬		46,069
その他未払費用		561
流動負債合計		48,925
負債合計		48,925
純資産の部		
元本等		
元本		20,220,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()		6,489,068
元本等合計		13,730,932
純資産合計		13,730,932
負債純資産合計		13,779,857

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位 : 円)

		第2期中間計算期間 (自平成25年9月11日 至平成26年3月10日)
営業収益		
受取利息		2
有価証券売買等損益		2,352,421
営業収益合計		2,352,419
営業費用		
受託者報酬		2,295
委託者報酬		46,069
その他費用		561
営業費用合計		48,925
営業利益		2,401,344
経常利益		2,401,344

中間純利益	2,401,344
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	26,426
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,285,599
剰余金増加額又は欠損金減少額	210,954
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	210,954
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,505
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	39,505
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,489,068

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	2,022口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	6,489,068円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	6,791円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)	
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第2期中間計算期間 （自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日）
期首元本額		21,130,000 円
期中追加設定元本額		130,000 円
期中一部解約元本額		1,040,000 円

2 デリバティブ取引関係

第2期中間計算期間（自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日）

該当事項はありません。

新興国為替ファンド トルコリラ買い

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第2期中間計算期間 （平成26年3月10日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,225,710
投資信託受益証券	58,925,690
親投資信託受益証券	80,106
未収利息	1
流動資産合計	60,231,507
資産合計	60,231,507
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	12,138
未払委託者報酬	242,698
その他未払費用	3,182
流動負債合計	258,018
負債合計	258,018
純資産の部	
元本等	
元本	53,200,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,773,489
元本等合計	59,973,489
純資産合計	59,973,489
負債純資産合計	60,231,507

（2）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

第2期中間計算期間 （自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日）	
営業収益	
受取利息	544
有価証券売買等損益	2,347,475
営業収益合計	2,348,019
営業費用	
受託者報酬	12,138
委託者報酬	242,698
その他費用	3,182
営業費用合計	258,018
営業利益	2,090,001
経常利益	2,090,001
中間純利益	2,090,001
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	2,407,805
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	11,527,644
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,344,403
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,344,403
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,780,754
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,780,754
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,773,489

（3）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第2期中間計算期間 （平成26年3月10日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	5,320口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	11,273円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第2期中間計算期間 (自平成25年9月11日 至平成26年3月10日)
期首元本額		72,850,000 円
期中追加設定元本額		106,490,000 円
期中一部解約元本額		126,140,000 円

2 デリバティブ取引関係

第2期中間計算期間（自平成25年9月11日 至平成26年3月10日）

該当事項はありません。

新興国為替ファンド トルコリラ売り

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	250,994
投資信託受益証券	13,167,428
親投資信託受益証券	50,080
流動資産合計	13,468,502
資産合計	13,468,502
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	2,191
未払委託者報酬	43,792
その他未払費用	530

流動負債合計	46,513
負債合計	46,513
純資産の部	
元本等	
元本	17,070,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,648,011
（分配準備積立金）	38,279
元本等合計	13,421,989
純資産合計	13,421,989
負債純資産合計	13,468,502

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第2期中間計算期間 (自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日)
営業収益	
受取利息	97
有価証券売買等損益	492,363
営業収益合計	492,266
営業費用	
受託者報酬	2,191
委託者報酬	43,792
その他費用	530
営業費用合計	46,513
営業利益	538,779
経常利益	538,779
中間純利益	538,779
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	345,260
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,316,550
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,872,138
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,872,138
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,010,080
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,010,080
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,648,011

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,707口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	3,648,011円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	7,863円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)	
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第2期中間計算期間 (自平成25年9月11日 至平成26年3月10日)
期首元本額		16,130,000 円
期中追加設定元本額		37,660,000 円
期中一部解約元本額		36,720,000 円

2 デリバティブ取引関係

第2期中間計算期間（自平成25年9月11日 至平成26年3月10日）

該当事項はありません。

新興国為替ファンド ブラジルリアル買い

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,691,981
投資信託受益証券	181,558,035
親投資信託受益証券	290,211
未収利息	3
流動資産合計	185,540,230
資産合計	185,540,230
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	30,323
未払委託者報酬	606,332
その他未払費用	8,030
流動負債合計	644,685
負債合計	644,685
純資産の部	
元本等	
元本	153,930,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	30,965,545
元本等合計	184,895,545
純資産合計	184,895,545
負債純資産合計	185,540,230

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

第2期中間計算期間 (自平成25年9月11日 至平成26年3月10日)	
営業収益	
受取利息	1,072
有価証券売買等損益	8,035,047
営業収益合計	8,036,119
営業費用	
受託者報酬	30,323
委託者報酬	606,332
その他費用	8,030
営業費用合計	644,685

営業利益	7,391,434
経常利益	7,391,434
中間純利益	7,391,434
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	2,661,879
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	28,139,374
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,683,929
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,683,929
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,587,313
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,587,313
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	30,965,545

（３）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第2期中間計算期間 （平成26年3月10日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	15,393口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	12,012円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第2期中間計算期間 （平成26年3月10日現在）	
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第2期中間計算期間 （自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日）
期首元本額		175,840,000 円
期中追加設定元本額		125,370,000 円
期中一部解約元本額		147,280,000 円

2 デリバティブ取引関係

第2期中間計算期間（自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日）

該当事項はありません。

新興国為替ファンド ブラジルリアル売り

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

		第2期中間計算期間 （平成26年3月10日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		375,913
投資信託受益証券		17,658,541
親投資信託受益証券		50,080
未収入金		1,439,566
流動資産合計		19,524,100
資産合計		19,524,100
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1,453,200
未払受託者報酬		2,189
未払委託者報酬		43,672
その他未払費用		530
流動負債合計		1,499,591
負債合計		1,499,591
純資産の部		
元本等		
元本		24,480,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		6,455,491
（分配準備積立金）		75,864
元本等合計		18,024,509
純資産合計		18,024,509
負債純資産合計		19,524,100

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

		第2期中間計算期間 (自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日)
営業収益		
受取利息		104
有価証券売買等損益		909,671
営業収益合計		909,567
営業費用		
受託者報酬		2,189
委託者報酬		43,672
その他費用		530
営業費用合計		46,391
営業利益		955,958
経常利益		955,958
中間純利益		955,958
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額		472,120
期首剰余金又は期首欠損金()		2,420,084
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,127,123
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		8,127,123
剰余金減少額又は欠損金増加額		11,678,692
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		11,678,692
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金()		6,455,491

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	2,448口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	6,455,491円

3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7,363円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第2期中間計算期間 (自平成25年9月11日 至平成26年3月10日)
期首元本額		11,720,000 円
期中追加設定元本額		47,460,000 円
期中一部解約元本額		34,700,000 円

2 デリバティブ取引関係

第2期中間計算期間（自平成25年9月11日 至平成26年3月10日）

該当事項はありません。

新興国為替ファンド マネーアカウントファンド

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

		第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		36,696
親投資信託受益証券		1,907,154
流動資産合計		1,943,850
資産合計		1,943,850
負債の部		
流動負債		

未払受託者報酬	100
未払委託者報酬	1,004
その他未払費用	224
流動負債合計	1,328
負債合計	1,328
純資産の部	
元本等	
元本	1,940,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,522
元本等合計	1,942,522
純資産合計	1,942,522
負債純資産合計	1,943,850

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第2期中間計算期間 （自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日）
営業収益	
受取利息	455
有価証券売買等損益	2,586
営業収益合計	3,041
営業費用	
受託者報酬	100
委託者報酬	1,004
その他費用	224
営業費用合計	1,328
営業利益	1,713
経常利益	1,713
中間純利益	1,713
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,607
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,407
剰余金増加額又は欠損金減少額	136,917
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	136,917
剰余金減少額又は欠損金増加額	136,908
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	136,908
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,522

（３）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	194口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	10,013円
	1口当たり純資産額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第2期中間計算期間 (平成26年3月10日現在)	
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	期別	第2期中間計算期間 (自平成25年9月11日 至平成26年3月10日)
期首元本額		2,450,000 円
期中追加設定元本額		134,310,000 円
期中一部解約元本額		134,820,000 円

2 デリバティブ取引関係

第2期中間計算期間（自平成25年9月11日 至平成26年3月10日）

該当事項はありません。

(参考) T & Dマネーアカウントマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「T & Dマネーアカウントマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	(平成26年3月10日現在)
	金額	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		9,577,268
国債証券		1,700,170
未収利息		87
前払費用		302
流動資産合計		11,277,827
資産合計		11,277,827
負債の部		
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本		11,259,433
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		18,394
元本等合計		11,277,827
純資産合計		11,277,827
負債純資産合計		11,277,827

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段</p> <p>金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）</p> <p>価額情報会社の提供する価額</p> <p>なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>
2 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

（平成26年3月10日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	11,259,433口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0016円
（1万口当たり純資産額	10,016円）

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（平成26年3月10日現在）
期首元本額		35,067,615 円
期中追加設定元本額		213,908,209 円
期中一部解約元本額		237,716,391 円
期末元本額		11,259,433 円
元本の内訳*		
新興国為替ファンド 韓国ウォン買い		50,000 円
新興国為替ファンド 韓国ウォン売り		50,000 円
新興国為替ファンド インドルピー買い		69,989 円
新興国為替ファンド インドルピー売り		50,000 円
新興国為替ファンド トルコリラ買い		79,979 円
新興国為替ファンド トルコリラ売り		50,000 円
新興国為替ファンド ブラジルリアル買い		289,748 円
新興国為替ファンド ブラジルリアル売り		50,000 円
新興国為替ファンド マネーアカウントファンド		1,904,108 円
T & D日本株ファンド（通貨選択型）マネープールコース		8,665,609 円
合計		11,259,433 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

（自 平成25年9月11日 至 平成26年3月10日）

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

<更新後>

純資産額計算書

平成26年3月31日

新興国為替ファンド 韓国ウォン買い

資産総額	14,642,545 円
負債総額	5,586 円
純資産総額（ - ）	14,636,959 円
発行済数量	1,073 口
1単位当たり純資産額（ / ）	13,641 円

新興国為替ファンド 韓国ウォン売り

資産総額	10,536,200 円
負債総額	4,089 円
純資産総額（ - ）	10,532,111 円
発行済数量	1,638 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	6,430 円

新興国為替ファンド インドルピー買い

資産総額	15,981,482 円
負債総額	5,895 円
純資産総額（ - ）	15,975,587 円
発行済数量	1,229 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	12,999 円

新興国為替ファンド インドルピー売り

資産総額	13,434,434 円
負債総額	5,309 円
純資産総額（ - ）	13,429,125 円
発行済数量	2,026 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	6,628 円

新興国為替ファンド トルコリラ買い

資産総額	56,801,812 円
負債総額	22,651 円
純資産総額（ - ）	56,779,161 円
発行済数量	5,005 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	11,344 円

新興国為替ファンド トルコリラ売り

資産総額	12,735,922 円
負債総額	1,563,004 円
純資産総額（ - ）	11,172,918 円
発行済数量	1,442 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	7,748 円

新興国為替ファンド ブラジルリアル買い

資産総額	190,415,851 円
負債総額	21,617,154 円
純資産総額（ - ）	168,798,697 円
発行済数量	13,619 口

1 単位当たり純資産額 (/)	12,394 円
-------------------	----------

新興国為替ファンド ブラジルリアル売り

資産総額	17,363,928 円
負債総額	6,950 円
純資産総額 (-)	17,356,978 円
発行済数量	2,450 口
1 単位当たり純資産額 (/)	7,084 円

新興国為替ファンド マネーアカウントファンド

資産総額	19,246,910 円
負債総額	40 円
純資産総額 (-)	19,246,870 円
発行済数量	1,922 口
1 単位当たり純資産額 (/)	10,014 円

(参考) T & D マネーアカウントマザーファンド

資産総額	28,908,069 円
負債総額	- 円
純資産総額 (-)	28,908,069 円
発行済数量	28,859,514 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.0017 円

第三部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1 委託会社等の概況**

<訂正前>

(1) 資本金の額

平成25年9月末日現在の資本金の額 11億円

(略)

(2) 会社の機構

(略)

会社の機構は平成25年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(1) 資本金の額

平成26年3月末日現在の資本金の額 11億円

(略)

(2) 会社の機構

(略)

会社の機構は平成26年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年3月末日現在、163本であり、その純資産総額の合計は937,343百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	142本	859,317百万円
単位型株式投資信託	12本	43,829百万円
追加型公社債投資信託	1本	19,099百万円
単位型公社債投資信託	8本	15,098百万円
合計	163本	937,343百万円

[次へ](#)

3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	第32期 (平成24年3月31日現在)		第33期 (平成25年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1. 預金			5,826,632		4,352,656
2. 有価証券			-		2,000,000
3. 前払費用			62,441		57,091
4. 未収入金			77,488		77,226
5. 未収委託者報酬			733,185		676,084
6. 未収運用受託報酬			420,226		412,970
7. 未収法人税等			18,793		-
8. 未収消費税等			12,034		-
9. 繰延税金資産			191,089		116,960
10. その他			1,405		601
流動資産計			7,343,297		7,693,591
固定資産					
1. 有形固定資産			88,781		74,400
(1) 建物	2	58,355		50,187	
(2) 器具備品	2	29,529		23,315	
(3) その他		897		897	
2. 無形固定資産			80,722		69,189
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		76,269		65,893	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,590		433	
3. 投資その他の資産			876,271		533,591
(1) 投資有価証券		144,960		198,667	
(2) 関係会社株式		318,844		7,086	
(3) 長期差入保証金	1	143,783		142,445	
(4) 繰延税金資産		266,871		184,712	
(5) その他		1,811		679	
固定資産計			1,045,775		677,181
資産合計			8,389,072		8,370,773

区分	注記 番号	第32期 (平成24年3月31日現在)		第33期 (平成25年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			12,858		80,752
2. 未払金			669,772		273,758
(1) 未払収益分配金		540		291	
(2) 未払償還金		5,658		5,658	
(3) 未払手数料		245,117		221,974	
(4) その他未払金		418,456		45,834	
3. 未払費用			337,012		368,212
4. 未払法人税等			-		6,858
5. 未払消費税等			-		24,035
6. 賞与引当金			134,660		206,147

7. 役員賞与引当金			5,200		26,000
流動負債計			1,159,502		985,764
固定負債					
1. 退職給付引当金			404,084		362,699
2. 役員退職慰労引当金			10,201		15,463
固定負債計			414,285		378,163
負債合計			1,573,787		1,363,928
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			5,436,626		5,628,577
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,123,836		2,315,787	
株主資本計			6,814,294		7,006,245
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			990		599
評価・換算差額等計			990		599
純資産合計			6,815,285		7,006,844
負債純資産合計			8,389,072		8,370,773

(2) 損益計算書

区分	注記 番号	第32期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		第33期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			4,187,140		4,391,282
2. 運用受託報酬			1,900,616		1,640,368
営業収益計			6,087,757		6,031,651
営業費用					
1. 支払手数料			1,749,024		1,941,607
2. 広告宣伝費			55,547		7,158
3. 調査費			1,597,104		1,312,244
(1) 調査費		24,037		20,689	
(2) 委託調査費		1,164,314		916,186	
(3) 情報機器関連費		406,930		373,546	
(4) 図書費		1,821		1,822	
4. 委託計算費			161,805		164,954
5. 営業雑経費			137,838		137,250
(1) 通信費		10,893		9,999	
(2) 印刷費		87,970		92,168	
(3) 協会費		12,198		10,379	
(4) 諸会費		3,039		2,770	
(5) 紹介手数料		23,737		21,931	
営業費用計			3,701,321		3,563,215

一般管理費				
1. 給料			1,544,084	1,283,296
(1) 役員報酬		64,286		72,306
(2) 給料・手当		1,408,099		1,160,622
(3) 賞与		71,698		50,367
2. 法定福利費			188,715	175,566
3. 退職金			9,512	15,559
4. 福利厚生費			3,948	2,650
5. 交際費			2,781	2,809
6. 旅費交通費			23,757	27,294
7. 事務委託費			85,086	73,323
8. 租税公課			15,322	15,824
9. 不動産賃借料			163,084	159,588
10. 退職給付費用			80,520	60,300
11. 役員退職慰労引当金繰入			4,951	5,262
12. 賞与引当金繰入			134,660	206,147
13. 役員賞与引当金繰入			5,200	26,000
14. 固定資産減価償却費			63,548	56,688
15. 諸経費			93,151	95,739
一般管理費計			2,418,323	2,206,052
営業利益または営業損失（ ）			31,887	262,383

区分	注記 番号	第32期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		第33期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金	1		1,238		86,193
2. 有価証券利息			-		601
3. 受取利息			957		879
4. 時効成立分配金・償還金			3,857		249
5. その他			213		899
営業外収益計			6,267		88,824
営業外費用					
1. 為替差損			540		82,502
2. 雑損失			23,079		223
営業外費用計			23,619		82,725
経常利益または経常損失（ ）			49,239		268,481
特別利益					
1. 固定資産売却益	2		-		134
2. 投資有価証券売却益			12,266		5,943
特別利益計			12,266		6,077
特別損失					
1. 固定資産除却損	3		3,221		2,540
2. 投資有価証券売却損			102,971		1,090
3. 子会社株式評価損			657		210
4. 希望退職関連費用			351,519		-
特別損失計			458,370		3,841
税引前当期純利益または税引前 当期純損失（ ）			495,343		270,718
法人税、住民税及び事業税			72,967		77,758

法人税等調整額		167,048	156,526
当期純利益または当期純損失 ()		255,328	191,950

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第32期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第33期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
株主資本			
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000	1,100,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
資本剰余金			
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	277,667	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	277,667	277,667
利益剰余金			
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000	175,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	175,000	175,000
その他利益剰余金			
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790	3,137,790
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,553,447	2,123,836
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	174,282	-
	当期純利益または当期純損失()	255,328	191,950
	当事業年度変動額合計	429,610	191,950
当事業年度末残高	2,123,836	2,315,787	
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,866,237	5,436,626
	当事業年度変動額	429,610	191,950
	当事業年度末残高	5,436,626	5,628,577
株主資本合計	当事業年度期首残高	7,243,905	6,814,294
	当事業年度変動額	429,610	191,950
	当事業年度末残高	6,814,294	7,006,245
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	40,021	990
	当事業年度変動額(純額)	41,012	391
	当事業年度末残高	990	599
評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	40,021	990
	当事業年度変動額	41,012	391
	当事業年度末残高	990	599
純資産合計	当事業年度期首残高	7,203,883	6,815,285

	当事業年度変動額	388,598	191,559
	当事業年度末残高	6,815,285	7,006,844

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度にかかる額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末における必要額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第32期 (平成24年3月31日現在)	第33期 (平成25年3月31日現在)
1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 143,733千円	1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 142,395千円
2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 76,096千円 器具備品 224,810千円	2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 84,264千円 器具備品 197,601千円

(損益計算書関係)

第32期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第33期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 129千円 ソフトウェア 3,092千円	1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取配当金 84,552千円 2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 134千円 3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 2,540千円

(株主資本等変動計算書関係)

第32期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

第33期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

有価証券は、短期の譲渡性預金であり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

投資有価証券は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は投資手法の開発等を目的に当社が設定する投資信託を取得しているものです。

長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,826,632	5,826,632	-
(2) 未収委託者報酬	733,185	733,185	-
(3) 未収運用受託報酬	420,226	420,226	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	82,760	82,760	-
資産計	7,062,804	7,062,804	-

(1) 未払金			
未払収益分配金	(540)	(540)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(245,117)	(245,117)	-
その他未払金	(418,456)	(418,456)	-
(2) 未払費用	(337,012)	(337,012)	-
負債計	(1,006,784)	(1,006,784)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	318,844
長期差入保証金	143,783
合計	524,828

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	5,826,632	-	-
未収委託者報酬	733,185	-	-
未収運用受託報酬	420,226	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	35,865	-
合計	6,980,044	35,865	-

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額

(1) 預金	4,352,656	4,352,656	-
(2) 有価証券			
其他有価証券	2,000,000	2,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	676,084	676,084	-
(4) 未収運用受託報酬	412,970	412,970	-
(5) 投資有価証券			
其他有価証券	136,467	136,467	-
資産計	7,578,179	7,578,179	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(291)	(291)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(221,974)	(221,974)	-
其他未払金	(45,834)	(45,834)	-
(2) 未払費用	(368,212)	(368,212)	-
負債計	(641,970)	(641,970)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券(譲渡性預金)及び投資有価証券(投資信託)

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	7,086
長期差入保証金	142,445
合計	211,732

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	4,352,656	-	-
有価証券			
其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,000,000	-	-
未収委託者報酬	676,084	-	-
未収運用受託報酬	412,970	-	-

投資有価証券			
其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	1,881	94,790	19,777
合計	7,443,593	94,790	19,777

(有価証券関係)

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は739,002千円であり、売却益の合計額は12,266千円、売却損の合計額は102,971千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	67,498	69,739	2,241
	小計	67,498	69,739	2,241
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	13,664	13,020	643
	小計	13,664	13,020	643
合計		81,162	82,760	1,597

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は126,963千円であり、売却益の合計額は5,943千円、売却損の合計額は1,090千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	65,146	75,683	10,536
	小計	65,146	75,683	10,536
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	2,070,354	2,060,784	9,569
	小計	2,070,354	2,060,784	9,569
合計		2,135,500	2,136,467	967

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

2. 退職給付債務に関する事項

第32期 (平成24年3月31日現在)	第33期 (平成25年3月31日現在)
------------------------	------------------------

(1) 退職給付債務	404,084千円	(1) 退職給付債務	362,699千円
(2) 退職給付引当金	404,084千円	(2) 退職給付引当金	362,699千円
(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。		(注) 同左	

3. 退職給付費用に関する事項

第32期 (平成24年3月31日現在)		第33期 (平成25年3月31日現在)	
退職給付費用		退職給付費用	
勤務費用	69,258千円	勤務費用	55,676千円
確定拠出年金への掛金支払額	11,262千円	確定拠出年金への掛金支払額	4,623千円
退職給付費用	80,520千円	退職給付費用	60,300千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

第32期 (平成24年3月31日現在)	第33期 (平成25年3月31日現在)
当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (平成24年3月31日現在)	第33期 (平成25年3月31日現在)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	51,184	78,356
未払事業税	-	1,754
未払社会保険料	7,129	11,094
貯蔵品	1,673	1,598
退職給付引当金	149,998	135,561
割増退職金	126,447	-
子会社株式評価損	1,376	1,451
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	102,879	23,788
減価償却超過額否認	5,826	5,096
繰越欠損金	32,137	62,041
その他	10,932	9,331
小計	489,585	330,075
評価性引当額	27,482	28,034
繰延税金資産計	462,102	302,040
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	607	367
未収事業税	3,535	-
繰延税金負債計	4,142	367
繰延税金資産の純額	457,960	301,673

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第32期（平成24年3月31日現在）	第33期（平成25年3月31日現在）	
税引前当期純損失を計上しているため 注記を省略しております。	法定実効税率 (調整)	38.0 %
	交際費等永久に損金に算入されない項目	5.0 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	11.3 %
	住民税均等割	0.8 %
	評価性引当額	0.2 %
	その他	3.7 %
	税効果会計適用後の法人税率の負担率	29.1 %

（資産除去債務関係）

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
記載すべき重要な事項はありません。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	㈱T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	（被所有） 直接 100	経営管理 役員の兼任	賃借契約に係る 敷金の差入(*1)	-	長期 差入 保証金	143,733

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	賃借契約に係る 敷金の差入(*1)	-	長期 差入 保証金	142,395

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第32期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		第33期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
1株当たり純資産額	6,295.87円	1株当たり純資産額	6,472.83円
1株当たり当期純損失金額	235.86円	1株当たり当期純利益金額	177.32円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純損失（千円）	255,328	当期純利益（千円）	191,950
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	255,328	普通株式に係る当期純利益（千円）	191,950
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第34期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			4,752,075
2. 有価証券			2,000,000
3. 前払費用			78,636
4. 未収委託者報酬			628,173
5. 未収運用受託報酬			418,222
6. 繰延税金資産			91,035
7. その他			570
流動資産計			7,968,714
固定資産			
1. 有形固定資産			
(1) 建物	1	46,682	
(2) 器具備品	1	28,697	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産			
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		57,528	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,526	
3. 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		166,478	
(2) 関係会社株式		5,386	
(3) 長期差入保証金		141,776	
(4) 繰延税金資産		145,427	
(5) その他		727	
固定資産計			597,991
資産合計			8,566,705

		第34期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			67,159
2. 未払金			
(1) 未払収益分配金		291	
(2) 未払償還金		5,658	
(3) 未払手数料		190,179	
(4) その他未払金		138,262	
3. 未払費用			363,892
4. 未払法人税等			12,397
5. 未払消費税等	2		26,486
6. 賞与引当金			119,025
7. 役員賞与引当金			13,000

流動負債計			936,352
固定負債			
1.退職給付引当金			368,814
2.役員退職慰労引当金			18,147
固定負債計			386,961
負債合計			1,323,314
(純資産の部)			
株主資本			
1.資本金			1,100,000
2.資本剰余金			277,667
(1)資本準備金	277,667		
3.利益剰余金			5,868,164
(1)利益準備金	175,000		
(2)その他利益剰余金			
別途積立金	3,137,790		
繰越利益剰余金	2,555,374		
株主資本計			7,245,832
評価・換算差額等			
1.その他有価証券評価差額金			2,441
評価・換算差額等計			2,441
純資産合計			7,243,391
負債純資産合計			8,566,705

(2) 中間損益計算書

		第34期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1.委託者報酬			2,614,054
2.運用受託報酬			902,939
3.その他営業収益			7,865
営業収益計			3,524,859
営業費用			
1.支払手数料			1,144,868
2.広告宣伝費			12,351
3.調査費			743,149
(1)調査費		11,548	
(2)委託調査費		550,622	
(3)情報機器関連費		180,188	
(4)図書費		789	
4.委託計算費			87,006
5.営業雑経費			74,880
(1)通信費		4,116	
(2)印刷費		48,687	
(3)協会費		4,958	
(4)諸会費		1,733	
(5)紹介手数料		15,383	
営業費用計			2,062,256

一般管理費			
1. 給料			587,877
(1) 役員報酬		33,402	
(2) 給料・手当		546,066	
(3) 賞与		8,408	
2. 法定福利費			80,865
3. 退職金			1,842
4. 福利厚生費			1,561
5. 交際費			1,462
6. 旅費交通費			10,279
7. 事務委託費			45,519
8. 租税公課			9,368
9. 不動産賃借料			79,794
10. 退職給付費用			30,572
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,683
12. 賞与引当金繰入			119,025
13. 役員賞与引当金繰入			13,000
14. 固定資産減価償却費	1		23,695
15. 諸経費			55,017
一般管理費計			1,062,564
営業利益			400,038

第34期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)			
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			1,809
2. 有価証券利息			767
3. 受取利息			334
4. 為替差益			605
5. その他			9
営業外収益計			3,527
営業外費用			
1. 雑損失			127
営業外費用計			127
経常利益			403,438
特別利益			
1. 投資有価証券売却益			1,552
特別利益計			1,552
特別損失			
1. 投資有価証券売却損			978
特別損失計			978
税引前中間純利益			404,012
法人税、住民税及び事業税			97,349
法人税等調整額			67,075
中間純利益			239,587

(3) 中間株主資本等変動計算書

第34期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,315,787
	当中間会計期間変動額	
	中間純利益	239,587
	当中間会計期間変動額合計	239,587
	当中間会計期間末残高	2,555,374
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,628,577
	当中間会計期間変動額	239,587
	当中間会計期間末残高	5,868,164
株主資本合計	当事業年度期首残高	7,006,245
	当中間会計期間変動額	239,587
	当中間会計期間末残高	7,245,832
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	599
	当中間会計期間変動額(純額)	3,040
	当中間会計期間末残高	2,441
評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	599
	当中間会計期間変動額	3,040
	当中間会計期間末残高	2,441
純資産合計	当事業年度期首残高	7,006,844
	当中間会計期間変動額	236,546
	当中間会計期間末残高	7,243,391

重要な会計方針

	第34期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
--	---

1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>				
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="754 510 1129 589"> <tr> <td>建物</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年				
器具備品	3～15年				
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>				

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第34期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)					
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	<table data-bbox="244 1496 759 1574"> <tr> <td>建物</td> <td>87,768千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>203,324千円</td> </tr> </table>	建物	87,768千円	器具備品	203,324千円
建物	87,768千円				
器具備品	203,324千円				
2 消費税等の取扱い	<p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>				

（中間損益計算書関係）

第34期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)					
1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。	<table data-bbox="244 1944 759 2022"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>9,228千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>14,466千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	9,228千円	無形固定資産	14,466千円
有形固定資産	9,228千円				
無形固定資産	14,466千円				

（中間株主資本等変動計算書関係）

第34期中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	4,752,075	4,752,075	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	2,000,000	2,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	628,173	628,173	-
(4) 未収運用受託報酬	418,222	418,222	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	104,278	104,278	-
資産計	7,902,749	7,902,749	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(291)	(291)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(190,179)	(190,179)	-
その他未払金	(138,262)	(138,262)	-
(2) 未払費用	(363,892)	(363,892)	-
負債計	(698,284)	(698,284)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券（譲渡性預金）及び投資有価証券（投資信託）

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	5,386
長期差入保証金	141,776
合計	209,362

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第34期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	43,600	51,376	7,776
	小計	43,600	51,376	7,776
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	2,064,616	2,052,902	11,714
	小計	2,064,616	2,052,902	11,714
合計		2,108,216	2,104,278	3,938

(資産除去債務関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

第34期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（ 1株当たり情報）

第34期中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）	
1株当たり純資産額	6,691円35銭
1株当たり中間純利益金額	221円32銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間純利益（千円）	239,587
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	239,587
期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[前へ](#)

第2【その他の関係法人の概況】

<更新後>

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 受託会社

野村信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 30,000百万円(平成25年9月末日現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

野村証券株式会社

- ・ 資本金の額 10,000百万円(平成25年9月末日現在)
- ・ 事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 関係業務の概要

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付等

3 資本関係

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成26年3月末日現在、該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年5月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	小澤 裕治
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	蒲谷 剛史
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド 韓国ウォン買いの平成25年9月11日から平成26年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド 韓国ウォン買いの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年9月11日から平成26年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年5月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	小澤 裕治
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	蒲谷 剛史
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド 韓国ウォン売りの平成25年9月11日から平成26年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド 韓国ウォン売りの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年9月11日から平成26年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年5月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	小澤 裕治
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	蒲谷 剛史
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド インドルピー買いの平成25年9月11日から平成26年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド インドルピー買いの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年9月11日から平成26年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年5月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	小澤 裕治
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	蒲谷 剛史
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド インドルピー売りの平成25年9月11日から平成26年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド インドルピー売りの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年9月11日から平成26年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年5月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	小澤 裕治
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	蒲谷 剛史
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド トルコリラ買いの平成25年9月11日から平成26年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド トルコリラ買いの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年9月11日から平成26年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年5月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	小澤 裕治
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	蒲谷 剛史
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド トルコリラ売りの平成25年9月11日から平成26年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド トルコリラ売りの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年9月11日から平成26年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年5月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	小澤 裕治
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	蒲谷 剛史
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド ブラジルリアル買いの平成25年9月11日から平成26年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド ブラジルリアル買いの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年9月11日から平成26年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年5月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	小澤 裕治
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	蒲谷 剛史
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド ブラジルリアル売りの平成25年9月11日から平成26年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド ブラジルリアル売りの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年9月11日から平成26年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年5月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	小澤 裕治
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	蒲谷 剛史
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド マネーアカウントファンドの平成25年9月11日から平成26年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド マネーアカウントファンドの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年9月11日から平成26年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月3日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月29日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	小澤 裕治
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	蒲谷 剛史
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)